

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

千葉県知事

ちば電子申請サービスから
出力したものを提出してく
ださい。

年 月 日

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

- 1 事業の区分 積替え、保管を(行う・行わない)
- 2 取り扱う廃棄物

事務所及び事業場の所在地

事務所 〒

電話番号

事業場

電話番号

事業の用に供する施設の種類及び数量

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

※ 事 務 処 理 欄

事業の範囲	事業の区分		積替え、保管を行わない				
	取り扱う廃棄物		以下のとおり				
	No.	種類	取扱いの有無	自動車等 破砕物	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
	①	燃え殻					
	②	汚泥					
	③	廃油					
	④	廃酸					
	⑤	廃アルカリ					
	⑥	廃プラスチック類					
	⑦	紙くず					
	⑧	木くず					
	⑨	繊維くず					
	⑩	動植物性残さ					
	⑪	動物系固形不要物					
	⑫	ゴムくず					
	⑬	金属くず					
	⑭	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず					
	⑮	鋳さい					
	⑯	がれき類					
	⑰	動物のふん尿					
⑱	動物の死体						
⑲	ばいじん						
⑳	政令第13号廃棄物						
その他の限定 (例：②については、脱水後の汚泥に限る)							
事務所	郵便番号						
	住所						
	電話番号						
事業場	郵便番号		なし				
	住所		なし				
	電話番号		なし				
事業の用に供する施設	車両等						
	容器						
積替・保管施設		なし					

注1 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」から「水銀含有ばいじん等」までの欄に「○」を記入し、取り扱わない種類は空欄としてください。

注2 「自動車等破砕物」から「水銀含有ばいじん等」以外の限定については、「その他の限定」に記入してください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
		%		
		%		
		%		
		%		

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼 称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。